

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)	
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市和田山町和田山地域 (桑原区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月31日 (第8回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農用地区域と都市計画区域(用途区域)を要している。
主に国道9号より南側農用地での耕作、作付けを行っている。
地区内の農用地の61%を認定農業者等への貸付をしており、後継者が少ないため、今後も認定農業者等への貸付は拡大していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、水稻と岩津ねぎを中心に作付けを行っており、今後も継続していく。
将来のあり方について、今後必要に応じて協議を行い、検討・決定するものとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.51 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当該区内の国道9号線と与布土川に挟まれた農用地区域内の農地を主に範囲とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者、認定新規就農者等を中心に管理や集積をしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後、必要に応じて農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後、地区等と協議、検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
移住者と地区の協議、検討、確保・育成をしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、継続して委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣の檻の餌やり、草刈り等の防止対策
- ⑦ 水路の点検、草刈り・防草剤散布、フェンスの保全・管理